

激変緩和措置について

改定後水道料金に応じて激変緩和措置を取ることで負担を軽減します。内容については次の表をご覧ください。

1年目	令和6年1月分から 令和7年3月分の間	改定後の水道料金が改定前の料金の1.15倍を超える場合は1.15倍を上限とする。 ただし、改正後の料金が改正後の基本料金の1/5に満たない場合は、改正後の基本料金の1/5の額とする。
2年目	令和7年4月分から 令和8年3月分の間	改定後の水道料金が改定前の料金の1.30倍を超える場合は1.30倍を上限とする。 ただし、改正後の料金が改正後の基本料金の2/5に満たない場合は、改正後の基本料金の2/5の額とする。
3年目	令和8年4月分から 令和9年3月分の間	改定後の水道料金が改定前の料金の1.45倍を超える場合は1.45倍を上限とする。 ただし、改正後の料金が改正後の基本料金の3/5に満たない場合は、改正後の基本料金の3/5の額とする。
4年目	令和9年4月分から 令和10年3月分の間	改定後の水道料金が改定前の料金の1.60倍を超える場合は1.60倍を上限とする。 ただし、改正後の料金が改正後の基本料金の4/5に満たない場合は、改正後の基本料金の4/5の額とする。
	令和10年4月分以降	新料金に完全移行

※激変緩和措置については、改定後の水道料金体系における一般用の用途を適用して料金を算定する場合とします。

激変緩和措置の例

	挾間・庄内地域			湯布院地域		
	13mm	20mm	25mm	13mm	20mm	25mm
メーター口径	13mm	20mm	25mm	13mm	20mm	25mm
使用水量	15㎡使用時	20㎡使用時	150㎡使用時	15㎡使用時	20㎡使用時	150㎡使用時
現行の用途	一般用	一般用	事業所	一般用	一般用	営業用
現行料金	2,170円	3,030円	33,830円	1,490円	2,040円	16,340円
1年目	2,420円	3,480円	28,160円	1,710円	2,340円	18,790円
2年目	2,420円	3,520円	28,160円	1,930円	2,650円	21,240円
3年目	2,420円	3,520円	28,160円	2,160円	2,950円	23,690円
4年目	2,420円	3,520円	28,160円	2,380円	3,260円	26,140円
5年目(新料金に完全移行)	2,420円	3,520円	28,160円	2,420円	3,520円	28,160円